

「(仮称) 戸田市地球温暖化対策条例素案」の概要

制定の目的は？

地球全体の問題である地球温暖化に対応するために、市民、事業者、戸田市に関わりのある人々及び戸田市の責務を明らかにし、現在及び将来にわたって健全な生活を送れる持続可能な社会を実現する。

基本的な5つの考え

1. 現代社会が地球環境へ負荷を与えているという認識に立つものであること。
2. 地球温暖化対策が、将来に向けての視野を持って取り組むべき継続的なものであるということ。
3. 自然環境の保全の重要性を認識すること。
4. 廃棄物の発生抑制など3Rによる資源の有効活用により、地球環境への負荷の低減を図るという認識に立つこと。
5. 環境問題に関して正確な知識を共有すること。

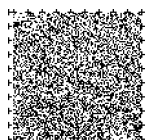
※ 3Rとは・・・

リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再利用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の頭文字をとったもの。

目指すものを行うべきこと

★市民・事業者等が行わなければならないこと★

1. 温室効果ガスの発生抑制、緑地等の確保、削減目標の達成のための努力
2. 廃棄物の発生抑制など3Rによる減量、資源の有効活用
3. 公共交通機関又は自転車の優先利用
4. 地球温暖化対策についての学習・実践



★市が行わなければならないこと★

1. 市民・事業者等との協働による温室効果ガスの削減目標の達成
2. 地球温暖化対策の計画的推進、削減に必要な財政上その他の包括的措置
3. 地球温暖化対策実行計画の策定
4. 建築物環境配慮指針の策定
5. 温室効果ガス排出量削減に配慮した製品、役務及びエネルギーの利用
6. 温室効果ガスの吸収作用の保全のために、緑地の保全、緑化の推進

※ 地球温暖化対策実行計画とは・・・

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に規定する、市域内の温室効果ガスの排出の抑制等のための計画

※ 建築物環境配慮指針とは・・・

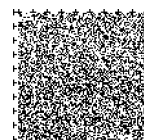
建築主が建築物の環境への配慮を講ずべき措置に関する指針

【地球温暖化対策実行計画で定める主な4つの内容】

1. 地球温暖化対策実行計画の期間及び目標
2. 温室効果ガスの排出の抑制及び削減に関すること。
3. 温室効果ガスの吸収源の保全及び創出に関すること。
4. その他地球温暖化対策に必要な事項

【条例で定める地球温暖化対策実行計画のその他の内容】

1. 策定・変更の際には、戸田市環境審議会と市民・事業者等からの意見の聴取を行う。
2. 策定・変更の際には、公表を行う。



★特定事業者が行わなければならないこと★

温暖効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を含む地球温暖化対策を総合的に実施するための計画（地球温暖化対策計画）を策定すること。

※ 特定事業者とは・・・

年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して、1500キロリットル以上の事業者、店舗面積が1万平方メートル以上の大規模小売店

【地球温暖化対策計画で定める主な3つの内容】

1. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況
2. 事業活動に伴う温室効果ガスの抑制のための措置及び目標
3. その他温暖化対策の推進を図るために必要な事項

【条例で定める地球温暖化対策計画についてのその他の内容】

1. 計画の策定及び変更の際は、市長へ計画書を提出しなければならない。
2. 計画の策定及び変更の際は、自ら公表に努めなければならない。
3. 事業所ごとに前年度の温室効果ガスの排出量を、市長に報告しなければならない。
4. 市長は、地球温暖化対策計画の提出を受けた場合には、これを公表する。

★特定建築主が行わなければならないこと★

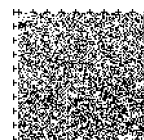
一定規模の建築物の新築、増築及び改築をしようとするときは、建築物環境配慮指針に基づいた**特定建築物環境配慮計画**を策定すること。

※ 特定建築主とは・・・

床面積の合計が1500平方メートル以上2000平方メートル未満の住宅を新築、増築又は改築する者

※ 特定建築物環境配慮計画とは・・・

特定建築主が規則で定めるところにより、建築物環境配慮指針に基づき作成する計画のこと



【特定建築物環境配慮計画で定める主な3つの内容】

1. 建築物の主な概要
2. 建築物の環境への配慮措置
3. その他必要な事項

【条例で定める特定建築物環境配慮計画についてのその他の内容】

1. 計画の策定及び変更の際は、市長へ計画書を提出しなければならない。
2. 工事が完了したときは、市長に届出なければならない。
3. 市長は、特定建築物環境配慮計画と工事の完了の届出を公表する。

★その他の建築物で行わなければならないこと★

既存の建築物の改修をする際に再生可能エネルギーを活用するとともに建築物環境配慮指針に基づいて省エネ化を進めていきます。

その他

【教育・広報】

市民・事業者等の理解を深めるため、環境保全に関する教育、広報活動をしていきます。

【表彰】

率先して地球温暖化対策推進活動を行った市民・事業者等を、表彰して行きます。

【助成】

市民・事業者等が温暖化対策推進のために行う施設の整備その他これに類する活動を促進するために必要があるときは、助成その他の措置を講じて行きます。

【国等との連携】

地球温暖化対策を推進するため、国及び他の地方公共団体との連携に努めます。

